

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）

1. 京都市での盛土規制法の運用の開始について

京都市では、令和6年6月6日から盛土規制法の運用を開始し、市内全域を「宅地造成等工事規制区域」または「特定盛土等規制区域」に指定しております。

令和6年6月6日以降、盛土等を新たに行う場合は、事前に許可または届出が必要となります。

これにより、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することになりました。

※ 本法では、罰則が定められており、無許可行為、技術的基準違反、命令違反などを対象に、3年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、法人では3億円以下の罰金が科されます。（裏面に記載）

2. 許可工事及び届出の有無に関する事前の相談について

許可工事及び届出の有無に関しては、予定される盛土等が、盛土規制法の基準、規模に抵触するか、事前の相談をお願いします。

相談では、相談場所の土地所在地、相談者、盛土行為などの実施目的を明確にした書面と、位置図（住宅地図など）、土地の図面（平面図、断面図など、形状等の分かる図面）、土地の現況写真をご持参ください。

3. お問い合わせ先、受付時間について

京都市 都市計画局 都市景観部 開発指導課

【電話】075-222-3558

【ファックス】075-213-0156

【受付時間】午前8時45分～11時30分、午後1時～3時

（お問い合わせは、受付時間内でのご協力をお願いします。）

4. 盛土規制法の概要、罰則等について

盛土規制法の概要、規制区域、許可審査基準、許可工事及び届出に係る公表については、京都市ホームページ（京都市情報館）にて、ご確認ください。

京都市情報館 トップページ ▶ まちづくり ▶ 景観 ▶ 開発・宅地造成 ▶ 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）

【URL】 <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000332743.html>



【QRコード】

盛土規制法の罰則適用について

主体	違反行為	罰則 (懲役/罰金) (法人重科)
<工事の適正な施工>		
造成主	①無許可盛土等 (直罰) →	3年以下/1000万円以下 3億円以下
	②無検査盛土等 (直罰) →	1年以下/300万円以下 -
	③安全基準違反 (直罰) → ※造成主の故意によるものである場合	3年以下/1000万円以下 3億円以下
	①～③の違反事案 → ○災害防止措置命令 (擁壁の設置等) 命令違反 →	3年以下/1000万円以下 3億円以下
設計者	③安全基準違反 (直罰) →	3年以下/1000万円以下 3億円以下
工事施工者	③安全基準違反 (直罰) → ※設計図書を用いないで施工した場合や設計図書に従わないで施工した場合	3年以下/1000万円以下 3億円以下
	①～③の違反事案 → <施工中に違反が判明した場合> ○工事施工停止命令 命令違反 →	3年以下/1000万円以下 3億円以下
土地所有者等	①～③の違反事案 → <施工後に違反が判明した場合> ○土地の使用禁止命令 ○災害防止措置命令 (擁壁の設置等) 命令違反 →	3年以下/1000万円以下 3億円以下
<施工後の適正な管理>		
土地所有者等 原因行為者	管理不全等により 安全性に問題 → ○改善命令 (擁壁の設置等) 命令違反 →	1年以下/300万円以下 1億円以下

※参考資料：国土交通省「資料3 盛土規制法の概要」

【URL】 <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001490955.pdf>



【QRコード】